写

越前市告示第１６０号

令和元年１２月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年１１月２１日

越前市長　奈　良　俊　幸

１　日　時　　令和元年１１月２８日　午前１０時

２　場　所　　越前市議会議場

議案第７４号

越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２４条第５項並びに地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０３条の２第５項及び第２０４条第３項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和２７年法律第２８９号）附則第５項において準用する地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３８条第４項の規定に基づき、法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム会計年度任用職員　法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。

(2) パートタイム会計年度任用職員　法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第３条　第１条の給与とは、フルタイム会計年度任用職員にあっては給料、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当

及び退職手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあっては報酬及び期末手当をいう。

２　給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（給料月額）

第４条　フルタイム会計年度任用職員の給料月額については、別表第１の左欄に掲げる職務の級及び同表の中欄に掲げる号給に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（職務の級）

第５条　フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを別表第１の左欄に掲げる職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第２に定める級別標準職務表によるものとする。

２　フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の級別標準職務表に従い任命権者（法第６条第１項に規定する任命権者（同条第２項の規定による委任を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）が決定する。

（号給）

第６条　新たに別表第１の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第７条　越前市職員の給与に関する条例（平成１７年越前市条例第５１号。以下「給与条例」という。）第８条及び第９条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第９条第４項中「勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（扶養手当）

第８条　給与条例第１３条及び第１４条の規定は、フルタイム会計年度任用職員

について準用する。ただし、給与条例第１３条第２項第２号に掲げる者を扶養する職員に限る。

（通勤手当）

第９条　給与条例第１６条及び附則第７条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（特殊勤務手当）

第１０条　給与条例第２１条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（超過勤務手当）

第１１条　給与条例第２２条第１項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条から第１３条までにおいて「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員」と、「第２８条」とあるのは「第１６条」と読み替えるものとする。

２　給与条例第２２条第３項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「前２項の規定にかかわらず、勤務時間条例第５条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第３条第２項又は第４条により割り振られた１週間の勤務時間」とあるのは「前項の規定にかかわらず、当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間」と、「第２８条」とあるのは「第１６条」と読み替えるものとする。

３　給与条例第２２条第４項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と、「第１項（第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第２８条」とあるのは「第１項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１６条」と読み替えるものとする。

（休日給）

第１２条　給与条例第２３条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「勤務時間条例第４条及び第５条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日」と、「第２８条」とあるのは「第１６条」と読み替えるものとする。

（夜勤手当）

第１３条　給与条例第２４条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、「第２８条」とあるのは「第１６条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第１４条　給与条例第２９条から第３１条までの規定は、任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

２　任期が６月に満たないフルタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期が６月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（退職手当）

第１５条　フルタイム会計年度任用職員の退職手当については、越前市職員の退職手当に関する条例（平成１７年越前市条例第５４号）に定めるところによる。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第１６条　勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額に１２を乗じ、その額をフルタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第１７条　フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、越前市職員の勤務

時間、休暇等に関する条例（平成１７年越前市条例第３８号。以下「勤務時間条例」という。）第８条第１項に規定する超勤代休時間又は勤務時間条例第１０条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第１１条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は勤務時間条例第１０条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第１１条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、休暇による場合その他勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない１時間につき前条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第１８条　月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。

２　日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を２１で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間を７．７５で除して得た数を乗じて得た額とする。

３　時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、フルタイム会計年度任用職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、基準月額を１６２．７５で除して得た額を基準として規則で定める額とする。

４　前３項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の１週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第４条から第６条までの規定を適用して得た額とする。

（特殊勤務に係る報酬）

第１９条　給与条例第２１条第２項に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、同条の例により計算して得た額の報酬を支給する。

（超過勤務に係る報酬）

第２０条　当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第２５条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に１００分の２５を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第１号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間４５分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務１時間当たりの給与額に１００分の１００（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１２５）を乗じて得た額とする。

(1)　正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2)　前号に掲げる勤務以外の勤務

３　前２項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第２５条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の２５から１００分の５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得

た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が３８時間４５分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

４　次に掲げる時間の合計が１か月について６０時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、前３項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第２５条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第１項の勤務の時間　１００分の１５０（その時間が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）　１００分の５０

（休日勤務に係る報酬）

第２１条　勤務時間条例第１０条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第１１条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間条例第１０条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第１１条第１項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき、第２５条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の１２５から１００分の１５０までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

３　第１項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用

職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

（夜間勤務に係る報酬）

第２２条　正規の勤務時間として、午後１０時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

２　前項に規定する報酬の額は、勤務１時間につき第２５条第１項に規定する勤務１時間当たりの報酬額に１００分の２５を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第２３条　給与条例第２９条から第３１条までの規定は、任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第２９条第２項中「１００分の１３０」とあるのは、「１００分の１３０を超えない範囲内で規則で定める割合」と、同条第５項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第１４条第２号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項及び第３２条第３項において同じ。）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）において、月額による場合には、第１８条第１項に規定する額とし、日額による場合には、同条第２項に規定する額に２１を乗じて得た額とし、時間額による場合には、同条第３項に規定する額に１６２．７５を乗じて得た額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間を３８．７５で除して得た数を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

２　任期が６月に満たないパートタイム会計年度任用職員の１会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が６月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

３　６月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任

用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（６月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が６月以上に至ったときは、第１項の任期が６月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第２４条　報酬は、月の１日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

２　日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

３　月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

４　前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の１日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務１時間当たりの報酬額）

第２５条　第２０条から第２２条までに規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　月額による報酬　第１８条第１項の規定により計算して得た額に１２を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１週間当たりの勤務時間に５２を乗じたもので除して得た額

(2)　日額による報酬　第１８条第２項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた１日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬　第１８条第３項に規定する額

２　次条に規定する勤務１時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分

に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬　前項第１号の規定により計算して得た額

(2) 日額による報酬　前項第２号の規定により計算して得た額

（報酬の減額）

第２６条　月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項第１号に定める勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

２　日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない１時間につき、前条第２項第２号に定める勤務１時間当たりの報酬額を減額する。

（通勤に係る費用弁償）

第２７条　パートタイム会計年度任用職員が給与条例第１６条第１項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

２　通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第１６条第２項から第６項まで及び附則第７条の規定を準用する。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第２８条　パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

２　旅行に係る費用弁償の額は、職員の旅費支給に関する条例（平成１７年越前市条例第５２号）の規定の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第３条第１項に規定する行政職給料表における３級以下に相当するものとする。

（業務員の職に従事する会計年度任用職員の給与の種類及び基準）

第２９条　フルタイム会計年度任用職員のうち法第５７条に規定する単純な労務

に雇用される職員の給与の種類及び基準については、フルタイム会計年度任用職員に係るこの条例の各相当規定の例による。ただし、給料の額については、第４条に規定する職員の給料の額を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して、規則で別に定める。

２　パートタイム会計年度任用職員のうち法第５７条に規定する単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準については、パートタイム会計年度任用職員に係るこの条例の各相当規定の例による。ただし、報酬（第１８条に規定する報酬に限る。）の額については、同条に規定する報酬の額を基準とし、その職務と責任の特殊性を考慮して、規則で別に定める。

（給与からの控除）

第３０条　給与条例第１０条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与）

第３１条　この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、他の常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

（休職者の給与）

第３２条　休職者の給与については、給与条例第１８条の規定の例による。

（委任）

第３３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（公益的法人等への越前市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

２　公益的法人等への越前市職員の派遣等に関する条例（平成１７年越前市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第３号及び第１０条第３号中「第２２条第１項」を「第２２条」に改める。

（職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例の一部改正）

３　職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例（平成１７年越前

市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「２年」を「３年」に改め、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員に対する第１項の規定の適用については、同項中「３年を超えない範囲内」とあるのは、「法第２２条の２第２項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

４　職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成１７年越前市条例第３４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「給料」の次に「の額（法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年越前市条例第　号）第１８条第１項から第３項までに規定する報酬の額）」を加える。

（越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

５　越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１７年越前市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第１８条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

６　職員の育児休業等に関する条例（平成１７年越前市条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第２１条中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同条に次の１項を加える。

２　会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年越前市条例第　号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第１７条及び第２６条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1)　地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員　会計年度任用職員給与条例第２５条に規定する勤務１時間当たりの報酬額

(2)　地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員　会計年度任用職員給与条例第１６条に規定する勤務１時間当たりの給与額

（越前市職員の給与に関する条例の一部改正）

7　越前市職員の給与に関する条例（平成１７年越前市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第５条の２第４項を次のように改める。

４　法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

（職員の旅費支給に関する条例の一部改正）

8　職員の旅費支給に関する条例（平成１７年越前市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「職員をいう」を「職員（非常勤職員（法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員を除く。）を除く」に改める。

（越前市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

9　越前市職員の退職手当に関する条例（平成１７年越前市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りではない。

附則に次の１項を加える。

１３　越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年越前市条例第　号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）に、地方公務員法第１７条第１項の規定により越前市に非常勤職員として任用した者（施行日の前日まで在職していた者であって、同日おいて６０歳以下のものに限る。）を会計年度任用職員給与条例第２条

第１号に規定するフルタイム会計年度任用職員として任用したときは、その者につき当該非常勤職員として在職していた期間は、会計年度任用職員給与条例附則第９項の規定による改正後の越前市職員の退職手当に関する条例（平成１７年越前市条例第５４号）第１１条第１項に規定する在職期間に加算するものとする。

（越前市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

１０　越前市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年越前市条例第２２９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「越前市職員の給与に関する条例（平成１７年越前市条例第５１号）」の次に「及び越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年越前市条例第　号）」を加える。

（越前市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

１１　越前市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１８年越前市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「占める職員」の次に「及び同法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員」を加える。

別表第１（第４条、第５条、第６条関係）

職務の級	号　給	給料月額
１　級	１号給から９３号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第１におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の１級の欄に掲げる給料月額と同額
２　級	１号給から１２５号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第１におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の２級の欄に掲げる給料月額と同額
３　級	１号給から１１３号給まで	中欄に掲げる各号給の数と給与条例別表第１におけるそれぞれ同数の号給に対応する同表の３級の欄に掲げる給料月額と同額

別表第２（第５条関係）

級別標準職務表

級別	標準的な職務の内容
１級	定型的な業務を行う職務
２級	やや高度の知識、技術、経験等を要する職務
３級	相当高度の知識、技術、経験等を要する職務

議案第７５号

職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例等の一部改正について

職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例の一部改正）

第１条　職員の分限に関する手続及び効果並びに降給に関する条例（平成１７年越前市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「第１６条第２号」を「第１６条第１号」に改める。

（越前市職員の給与に関する条例の一部改正）

第２条　越前市職員の給与に関する条例（平成１７年越前市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第１８条第６項中「、若しくは法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定によりその職を失い」を削り、同項中「第２９条第１項」を「同項」に改める。

第２９条第１項中「、若しくは法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定によりその職を失い」を削り、同条第５項中「、若しくはその職を失い」を削る。

第３０条第２号中「（同法第１６条第１号に該当してその職を失った職員を除く。）」を削る。

第３２条第１項中「、若しくは法第１６条第１号に該当して同法第２８条第

４項の規定によりその職を失い」を削り、同条第２項第１号中「、若しくはその職を失い」を削る。

（越前市職員の旅費支給に関する条例の一部改正）

第３条　越前市職員の旅費支給に関する条例（平成１７年越前市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「第１６条第２号から第５号まで」を「第１６条各号」に改める。

（越前市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第４条　越前市職員の退職手当に関する条例（平成１７年越前市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第１９条第２号中「（同法第１６条第１号に該当する場合を除く。）」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第７６号

越前市職員の給与に関する条例等の一部改正について

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（越前市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　越前市職員の給与に関する条例（平成１７年越前市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

第２９条第３項中「１００分１３０」を「１００分の１３０」に改める。

第３２条第２項第１号中「１００分の９２．５」を「１００分の９７．５」に改める。

附則第１７条中「１００分の１．３８７５」を「１００分の１．４６２５」に、「１００分の９２．５」を「１００分の９７．５」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

職員の区分	級号給	給料月額（単位：円）							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
再任用職員以外の職員	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600

24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	

52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		

80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
94		294,900	342,600					
95		295,200	343,100					
96		295,600	343,500					
97		295,800	343,700					
98		296,100	344,100					
99		296,500	344,500					
100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第２条　越前市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第１５条第１項各号中「１万円」を「１万６，０００円」に改め、同条第２項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第１号ア中「２万１，０００円」を「２万７，０００円」に、「１万円」を「１万６，０００円」に改め、同号イ中「２万１，０００円」を「２万７，０００円」に、「１万６，０００円」を「１万７，０００円」に改める。

第３２条第２項第１号中「１００分の９７．５」を「１００分の９５」に改

める。
附則第１７条中「１００分の１．４６２５」を「１００分の１．４２５」に、「１００分の９７．５」を「１００分の９５」に改める。

（市長等の給料その他の給与に関する条例の一部改正）

第３条　市長等の給料その他の給与に関する条例（平成１７年越前市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「１００分の１６７．５」を「１００分の１７２．５」に改める。

第４条　市長等の給料その他の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「１００分の１７２．５」を「１００分の１７０」に改める。

（教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部改正）

第５条　教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例（平成２７年越前市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「１００分の１６７．５」を「１００分の１７２．５」に改める。

第６条　教育長の給与及び勤務時間等並びに職務専念義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条第３項ただし書中「１００分の１７２．５」を「１００分の１７０」に改める。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条並びに附則第３条の規定は、令和２年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（越前市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第３２条第２項及び附則第１７条の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例（次条において「第１条改正後給与条例」という。）の規定は、平成３１年４月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　第１条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（越前市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２８年越前市条例第５号。以下この条において「平成２８年給与改正条例」という。）附則第３項から第５項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第１条改正後給与条例の規定による給与（平成２８年給与改正条例附則第３項から第５項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（住居手当に係る経過措置）

第３条　第２条の規定による改正後の給与条例第１５条の規定にかかわらず、第２条の規定の施行の日（以下この条において「第２条施行日」という。）から令和３年３月３１日までの間にあっては、第２条施行日の前日において同条の規定による改正前の給与条例第１５条の規定により支給されていた住居手当の月額が１，０００円を超える職員であって、第２条施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。以下次項において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この条において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には､当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。以下この条において「旧手当額」という。）から１，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

(1)　第２条の規定による改正後の給与条例第１５条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2)　旧手当額から第２条の規定による改正後の給与条例第１５条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が１，０００円を超えることとなる職員

２　第２条の規定による改正後の給与条例第１５条の規定にかかわらず、令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間にあっては、第２条施行日の前日において第２条の規定による改正前の給与条例第１５条の規定により支給され

ていた住居手当の月額が２，０００円を超える職員であって、第２条施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、旧手当額から２，０００円を控除した額の住居手当を支給する。

(1)　第２条の規定による改正後の給与条例第１５条第１項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2)　旧手当額から第２条の規定による改正後の給与条例第１５条第２項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が２，０００円を超えることとなる職員

（委任）

第４条　前２条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第７７号

越前市働く婦人の家設置及び管理条例の一部改正について

越前市働く婦人の家設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

越前市働く婦人の家設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市働く婦人の家設置及び管理条例（平成１７年越前市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第９条関係）

１　施設使用料

区分	基本使用料（１時間当たり）
料理実習室	１５０円
講習室①	１５０円
講習室②	１００円
和室	１５０円
軽運動場	４５０円
相談室	５０円

備考
１　営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の３倍額とする。
２　使用料の算定に当たっては、１時間未満の端数があるときは１時間とする。

２　冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	１回	月額	年額

料理実習室	３００円	１，５００円	９，０００円
講習室①	３００円	１，５００円	９，０００円
講習室②	２００円	１，０００円	６，０００円
和室	３００円	１，５００円	９，０００円
軽運動場	５００円	２，５００円	１５，０００円
相談室	１００円	５００円	３，０００円
備考 同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、１部屋分を上限に算定するものとする。			

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の規定による改正後の越前市働く婦人の家設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和２年４月１日から適用し、同年３月３１日までの使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　新条例の規定による施設の使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第７８号

越前市国高労働福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

越前市国高労働福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

越前市国高労働福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市国高労働福祉センター設置及び管理条例（平成１７年越前市条例第１６１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のとおり改める。

別表（第７条関係）

１　施設使用料

区分	基本使用料（１時間当たり）
調理室	１００円
和室	１００円
会議室	１００円
備考 １　営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の３倍額とする。 ２　使用料の算定に当たっては、１時間未満の端数があるときは１時間とする。	

２　冷暖房使用料

区分	基本使用料	定額使用料	
	１回	月額	年額
調理室	１００円	５００円	３，０００円

和室	１００円	５００円	３，０００円
会議室	１００円	５００円	３，０００円
備考 　同一月又は同一年度において、複数の部屋の冷暖房を使用する場合の定額使用料は、使用する部屋の数に限らず、使用する部屋の別表に定める最も高い月額又は年額、１部屋分を上限に算定するものとする。			

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の規定による改正後の越前市国高労働福祉センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和２年４月１日から適用し、同年３月３１日までの使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　新条例の規定による施設の使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第７９号

越前市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正について

越前市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

越前市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

越前市農村環境改善センター設置及び管理条例（平成１７年越前市条例第１４２号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

研修室	１５０円
和室（全面）	１５０円
和室（半面）	１００円

を

」

「

研修室１	１５０円
研修室２	１５０円

に、

」

「

研修室	３００円	１，５００円	９，０００円
和室（全面）	３００円	１，５００円	９，０００円
和室（半面）	２００円	１，０００円	６，０００円

を

」

「

研修室１	３００円	１，５００円	９，０００円
研修室２	３００円	１，５００円	９，０００円

に改める。

」

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の規定による改正後の越前市農村環境改善センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和２年４月１日から適用し、同年３月３１日までの使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　新条例の規定による施設の使用及び使用料の徴収に係る必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第８０号

越前市下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

越前市下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

越前市下水道事業に地方公営企業法の規定を全部適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

（越前市部設置条例の一部改正）

第１条　越前市部設置条例（平成１７年越前市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中オを削る。

（越前市特別会計条例の一部改正）

第２条　越前市特別会計条例（平成１７年越前市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

第１条を次のように改める。

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２０９条第２項の規定により、設置する特別会計は、次のとおりとする。

越前市産業団地造成特別会計　産業団地造成に関する事業

（越前市農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正）

第３条　越前市農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成１７年越前市条例第１４１号）の一部を次のように改正する。

第３条第６号、第６条第１号及び第２号、第８条、第１９条第１項並びに第２５条中「規則」を「規程」に改める。

（越前市下水道条例の一部改正）

第４条　越前市下水道条例（平成１７年越前市条例第１８９号）の一部を次のように改正する。

第４条第１３号、第５条第２項、第６条第２項、第７条第２項、第１１条第１項第３号及び同条第２項、第１２条第１項、第１３条第３項、第１４条、第１６条第２項、第２４条第１項、第２６条第５項、第２６条の２、第３０条、第３１条第２項、第３３条第６項並びに第３６条中「規則」を「規程」に改める。

（越前市家久処理区公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例の一部改正）

第５条　越前市家久処理区公共下水道事業受益者負担金及び分担金条例（平成１７年越前市条例第１９１号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項、第６条第１項及び第４項、第７条並びに第１２条中「規則」を「規程」に改める。

（越前市戸別公共浄化槽の整備に関する条例の一部改正）

第６条　越前市戸別公共浄化槽の整備に関する条例（平成１７年越前市条例第１９２号）の一部を次のように改正する。

第２２条中「規則」を「規程」に改める。

（越前市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第７条　越前市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（平成１７年越前市条例第２２８号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

越前市上下水道事業等の設置等に関する条例

第１条に次の１項を加える。

２　本市は、市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため公共下水道事業、戸別公共浄化槽事業、農業集落排水事業及び林業集落排水事業（以下「下水道事業等」という。）に関する事業を設置する。

第１条の次に次の１条を加える。

（法の適用）

第１条の２　地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」という。）第２条第３項及び地方公営企業法施行令（昭和２７年法律第４０３号。以下「施行令」という。）第１項第２項の規定により、下水道事業等に法の規定の全部を適用する。

第２条第１項中「水道事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）」を「水道事業及び工業用水道事業並びに下水道事業等（以下「上下水道事業等」という。）」に改め、同条に次の４項を加える。

４　公共下水道事業の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 処理区域　市の区域のうち下水道法（昭和３３年法律第７９号）第４条第１項の規定により事業計画を定めた区域

(2) 計画人口　５９，６００人

(3) １日最大計画汚水量　２４，６００立方メートル

５　戸別公共浄化槽事業の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 処理区域　越前市戸別公共浄化槽の整備に関する条例（平成１７年越前市条例第１９２号）第３条に規定する区域

(2) 設置基数　４１５基

６　農業集落排水事業の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 処理区域　越前市農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設設置及び管理条例（平成１７年越前市条例第１４１号。以下「排水処理施設条例」という。）第２条に規定する区域

(2) 計画人口　６，６７０人

(3) １日最大計画汚水量　２，１９９立方メートル

７　林業集落排水事業の事業計画は、次のとおりとする。

(1) 処理区域　排水処理施設条例第２条に規定する区域

(2) 計画人口　１００人

(3) １日最大計画汚水量　３３立方メートル

第３条第１項中「地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号。以下「法」

という。）」を「法」に、「地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）」を「施行令」に、「水道事業等」を「上下水道事業等」に改め、同条第２項中「水道事業等」を「上下水道事業等」に改める。

第４条、第５条、第６条並びに第７条第１項及び第２項第３号中「水道事業等」を「上下水道事業等」に改める。

（越前市水道事業給水条例の一部改正）

第８条　越前市水道事業給水条例（平成１７年越前市条例第２３０号）の一部を次のように改正する。

第２条中「越前市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例」を「越前市上下水道事業等の設置等に関する条例」に改める。

（越前市東部処理区及び今立処理区公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正）

第９条　越前市東部処理区及び今立処理区公共下水道事業受益者分担金条例（平成２４年越前市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項、第４条第１項、第２項及び第５項、第５条並びに第１０条中「規則」を「規程」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第２条の規定による改正前の越前市特別会計条例第１条第２号の規定による越前市下水道特別会計に係る令和元年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

３　越前市下水道特別会計に属する資産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計剰余金は、その出納の完結の際、越前市下水道事業会計に帰属するものとする。

議案第８１号

工事の請負契約について

越前市役所本庁舎ほか解体工事を次のとおり契約するものとする。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

１	契約の目的	越前市役所本庁舎ほか解体工事
２	契約の方法	制限付き一般競争入札による契約
３	契約金額	１６９，４００，０００円
４	契約の相手方	株式会社木原・北信建設株式会社・谷口建設株式会社特定建設工事共同企業体 代表者　越前市大虫町第７号２番地 株式会社木原

議案第８２号

損害の賠償について

本市は、事故被害者に対して、次により損害を賠償する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

１　賠償の理由

平成３１年４月１７日午前９時５０分頃、越前市余田町地係市道第３８０１号線において、対向車を避けるため側溝の上を走行したところ、グレーチングが跳ね上がり、相手方所有の自動車及び相手方の営業に損害を与えたので、過失割合に応じて賠償する。

２　賠償の金額　　２，０１５，０９０円

３　賠償の相手方　[redacted]

報告第２４号

　　　賃貸借契約の締結の報告について

　議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第２条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

　　令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

市が賃借人となる契約金額２，０００万円以上の賃貸借契約

契約の名称	越前市庁内ネットワーク機器更新事業に係る賃貸借業務
契約の目的	庁舎内の情報ネットワークを構成する通信機器等の老朽化に伴う機器の更新及び庁内無線 LAN 環境を実現する機器の調達
契約の金額	３５，１８６，４００円
契約の方法	指名競争入札による契約
契約の相手方の住所及び氏名	福井市豊島１丁目３番地１号 三谷商事株式会社
契約締結の年月日	令和元年７月１２日
契約の期間	令和２年１月１日から令和６年１２月３１日まで （賃貸借の期間）
所管課	総務部情報統計課

報告第２５号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第２条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

市が賃借人となる契約金額２，０００万円以上の賃貸借契約

契約の名称	令和元年度庁内システムサーバ更新事業に係る賃貸借業務
契約の目的	庁内ネットワークシステムを構成するサーバ機器等の賃貸借期間満了に伴う機器の更新及びソフトウェア等の調達
契約の金額	４１，６０１，６００円
契約の方法	指名競争入札による契約
契約の相手方の住所及び氏名	坂井市丸岡町熊堂第３号２番地２２－５ 福井システムズ株式会社
契約締結の年月日	令和元年７月２９日
契約の期間	令和元年１２月１日から令和６年１１月３０日まで （賃貸借の期間）
所管課	総務部情報統計課

報告第２６号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第２条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

市が賃借人となる契約金額２，０００万円以上の賃貸借契約

契約の名称	戸籍総合システム更新に関する契約
契約の目的	戸籍謄本等の交付事務等に係るシステムの更新
契約の金額	３４，５９６，７２０円
契約の方法	随意契約
契約の相手方の住所及び氏名	大阪府大阪市西区土佐堀２丁目２番１７号 富士ゼロックスシステムサービス株式会社 公共事業本部　関西支店
契約締結の年月日	令和元年７月２６日
契約の期間	令和２年１月１日から令和６年１２月３１日まで （賃貸借の期間）
所管課	市民福祉部市民課

報告第２７号

賃貸借契約の締結の報告について

議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第２条に規定する賃貸借契約の締結について、同条の規定により、次のとおり報告する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

市が賃借人となる契約金額２，０００万円以上の賃貸借契約

契約の名称	越前市立図書館情報システム更新に関する契約
契約の目的	越前市立図書館情報システム更新に伴うクラウドの使用及び機器（パソコン端末等）の賃貸借
契約の金額	５１，１９２，０００円
契約の方法	随意契約
契約の相手方の住所及び氏名	坂井市丸岡町熊堂第３号２番地２２－５ 福井システムズ株式会社
契約締結の年月日	令和元年６月１日
契約の期間	令和元年１１月１日から令和６年１０月３１日まで （賃貸借の期間）
所管課	教育委員会事務局図書館

報告第２８号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、財産の取得に係る取得予定価格の変更について、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

記

専決第２１号

財産の取得に係る取得予定価格の変更について

令和元年７月３日に議決された財産の取得（議案第３６号）について、次のとおり変更するものとする。

令和元年１０月１日専決

越前市長　奈　良　俊　幸

１	名称及び数量	事務用大型テーブル・机	１７１台
		同大型テーブル用デスクワゴン	６０４台
		同大型テーブル用収納	２台
		上記に係る附属品	一式
２	取得予定価格	変更前　４９，６８０，０００円	
		変更後　５０，５７４，１５０円	
３	変更理由	消費税率の変更	

報告第２９号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、財産の取得に係る取得予定価格の変更について、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

記

専決第２２号

財産の取得に係る取得予定価格の変更について

令和元年７月３日に議決された財産の取得（議案第３７号）について、次のとおり変更するものとする。

令和元年１０月１日専決

越前市長　奈　良　俊　幸

１	名称及び数量	事務用椅子	７９５脚
		上記に係る附属品	一式
２	取得予定価格	変更前	２９，８０８，０００円
		変更後	３０，３４６，００９円
３	変更理由	消費税率の変更	

報告第３０号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、財産の取得に係る取得予定価格の変更について、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

記

専決第２３号

財産の取得に係る取得予定価格の変更について

令和元年７月３日に議決された財産の取得（議案第３８号）について、次のとおり変更するものとする。

令和元年１０月１日専決

越前市長　奈　良　俊　幸

１	名称及び数量	収納庫	９１９台
		収納庫用スライドボード	２台
		ロッカー	９台
		上記に係る附属品	一式
２	取得予定価格	変更前	５５，５１２，０００円
		変更後	５６，５４０，０００円
３	変更理由	消費税率の変更	

報告第３１号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、財産の取得に係る取得予定価格の変更について、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

記

専決第２４号

財産の取得に係る取得予定価格の変更について

令和元年７月３日に議決された財産の取得（議案第３９号）について、次のとおり変更するものとする。

令和元年１０月１日専決

越前市長　奈　良　俊　幸

１	名称及び数量	会議用椅子	９５６脚
		椅子収納用台車	８台
		上記に係る附属品	一式
２	取得予定価格	変更前　２０，８４４，０００円	
		変更後　２１，２３０，０００円	
３	変更理由	消費税率の変更	

報告第３２号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により、財産の取得に係る取得予定価格の変更について、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告する。

令和元年１１月２８日提出

越前市長　奈　良　俊　幸

記

専決第２５号

財産の取得に係る取得予定価格の変更について

令和元年７月３日に議決された財産の取得（議案第４０号）について、次のとおり変更するものとする。

令和元年１０月１日専決

越前市長　奈　良　俊　幸

１　名称及び数量　ロータリー除雪車（１．５ｍ級）１台

２　取得予定価格　変更前　２４，８４０，０００円

変更後　２５，３００，０００円

３　変更理由　消費税率の変更